

【国による200万円（中小法人）・100万円（個人事業）支援金制度】
「持続化給付金」申請サポート会場
キャラバン隊会場（期間限定）開設のお知らせ
<完全予約制> ※今までと同じ制度であり、一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

経済産業省は、「持続化給付金」に関して、「**ご自身で電子申請を行うことが困難な方**」のために「申請サポート会場」が設置されていない地域に「**期間限定**」で「**完全予約制**」による「申請サポート会場」を開設いたします。申請を予定されている方は、この機会を是非ご利用ください。

●電子申請の方法がわからない方、できない方へ、スタッフが電子申請の入力サポートを行います。

会場	上越サンプラザホテル 2階 多目的会議室Aホール（上越市新光町1-5-5）
開設期間	令和2年10月29日（木）～11月11日（水）まで
開場時間	午前9時00分～午後5時00分（土曜日は休館日、最終日は午後3時まで）
予約方法	<p>Web予約</p> <p>⇒「持続化給付金」のホームページよりご予約ください。 https://jizokuka-kyufu.go.jp/caravan/detail.html?facility_code=1503 ※予約受付は10月16日より開始</p> <p>電話予約（フリーダイヤル） 0120-279-292</p> <p>電話予約（通信料がかかります）03-6832-6631</p> <p>⇒電話予約窓口（オペレーター対応 8:30～19:00 日曜～金曜（土曜日・祝日を除く））※オペレーターにご希望の会場と日時をお伝えください。</p>
事前準備（当日必要）	<p>申請補助シート ⇒「持続化給付金」ホームページよりダウンロード ※ダウンロードできない方は、会場または上越商工会議所にも用意してあります。</p> <p>必要書類 ⇒裏面参照</p>
注意事項	<p>ご来場の際は下記にご協力をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として申者お一人でご来場ください。 ・当日は必ず検温のうえご来場ください。（37.5度以上の方は入場をお断りさせていただきます） ・必ずマスクを着用のうえご来場ください。 ・入場時は設置のアルコール消毒薬で手指先の消毒をお願いします。 ・来場される方ご自身の本人確認書類をご提示いただきます。
会場地図	 <p>【上越会場】 上越サンプラザホテル 2階 多目的会議室Aホール 【所在地】 上越市新光町1-5-5 【開催期間】 10月29日(木)～11月11日(水)</p>

[中小法人等の必要書類]

No.	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容
1	確定申告書類	<ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書別表一 の控え（1枚） ・法人事業概況説明書 の控え（2枚） <p>※少なくとも、確定申告書別表一の控えには<u>收受日付印</u>が押されていること。 ※e-Taxを通じて申告を行っている場合、<u>受信通知</u>が必要です。</p>
2	2020年分の対象とする月（対象月）の売上台帳等	<ul style="list-style-type: none"> ・対象月の売上台帳等 <p>■ 売上台帳として確認できる書類について</p> <p>※給与明細、通帳の写し、レシート、請求書等は認められません。 ※対象となる【売上月】を記載してください。 ※対象となる売上月の【売上額】の【合計】を記載してください。 ※売上額が0円の場合は【対象となる売上月】の売上額が【0円】であることを明確に記載してください。</p>
3	通帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行名・支店番号・支店名・口座種別 ・口座番号・口座名義人が確認できるもの

[個人事業者等の必要書類]

No.	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容
1	確定申告書類 （青色申告）	<ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書第一表 の控え（1枚） ・所得税青色申告決算書 の控え（2枚） <p>※<u>收受日付印</u>が押されていること。 （e-Taxの場合は<u>受信通知</u>が必要です）</p>
	確定申告書類 （白色申告）	<ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書第一表 の控え（1枚） <p>※<u>收受日付印</u>が押されていること。 （e-Taxの場合は<u>受信通知</u>が必要です）</p>
2	2020年分の対象とする月（対象月）の売上台帳等	※上記「中小法人等」と同様です。
3	通帳の写し	※上記「中小法人等」と同様です。
4	本人確認書の写し （右記のいずれか）	<ol style="list-style-type: none"> ①運転免許証（両面） （返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能） ②個人番号カード（オモテ面のみ） ③写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ） ④在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書 （在留の資格が特別永住者のものに限る）（両面） <p>※いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑤住民票の写し及びパスポート （顔写真の掲載されているページ）の両方 ⑥住民票の写し及び各種健康保険証の両方

～ 本件についてご不明な点は上越商工会議所へお気軽にお問合せください ～
上越商工会議所（上越市新光町1-10-20・TEL025-525-1185）